

別記 4

規模拡大のための農地貸付協力金

第 1 趣旨

県内有機農業の取組面積の拡大を図るため、農地中間管理事業を通じて、有機農業に取り組む認定農業者等に規模拡大に必要な農地を貸し付ける者に対して、協力金を交付する。

第 2 定義

規模拡大のための農地貸付協力金事業（以下「本事業」という。）における用語の定義は次のとおりとする。

1 有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。）に定められた水準で取り組まれる農業のこと。

2 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機農産物の日本農林規格又は有機飼料の日本農林規格（箇条 3.10 に規定する有機飼料用農林産物を生産する場合に限る）に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。

3 認定農業者等

認定農業者等とは、以下のいずれかに該当するものとする。

（1）認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）

12 条の 1 に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体、又は基盤強化法第 23 条の 4 に規定する特定農業法人

（2）認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

（3）地域計画に位置付けられた農業者

基盤強化法第 19 条の 1 に基づき、市町村が策定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体

（4）基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条の 1 に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

（5）集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

ア 基盤強化法第 23 条の 4 に規定する特定農業団体

イ 複数の農業者により構成される農作業受委託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

第3 事業の実施方針

本事業は、地域の実情に応じつつ、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

なお、この場合において、県及び市町村は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮し、交付対象者等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第4 交付対象者

協力金の交付対象者は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき茨城県知事の指定を受けた農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、有機JAS認証取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機JAS認証の取得により営農活動に国際水準の有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等に必要な農地を貸し付ける農地の所有者又は相続人（以下「事業実施主体」という。）とする。

第5 補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率等は、以下に定めるところによるものとする。

交付経費	補助率	交付額
本事業により農地の貸付者に交付される協力金	定額	15,000円/10a
1ha以上まとまった農地を貸付する場合※	定額	20,000円/10a

※1 1ha以上まとまった農地とは下記①～⑥のいずれか一つを満たす農地として、地図等で確認すること。

①一つの土地が1haを超える場合

②二つ以上の土地が畦畔で接続している場合

③二つ以上の土地が小幅員の農道又は水路で接続している場合

④二つ以上の土地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合

⑤段状をなしている二つ以上の土地の高低の差が、作業の継続に大きな支障のない場合

⑥二つ以上の土地が、耕作者の宅地等に接続している場合

※2 複数の事業実施主体が同一の耕作者に1ha以上まとまった農地を貸付する場合、複数の事業実施主体が同時期に提出した申請分を加算の対象とすることができる。この場合、事業実施主体と耕作者は調整の上、補助金交付申請書（補助金交付申請書兼実績報告書）に、同時期に申請する他の事業実施主体名を記載すること。

※3 耕作者の既存の耕作地に隣接する農地を新たに貸付することで、隣接する耕作者の耕作地が1ha以上まとまった農地となる場合（既に1haを超えている耕作地に隣接する場合を含む。）、新たに貸付する農地を加算対象とすることができる。この場合、事業実施主体と耕作者は調整の上、申請時に、隣接する耕作者の既存耕作地の農地台帳を添付すること。

第6 交付要件

事業実施主体が協力金の交付を受けるにあたっては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- 1 農地中間管理事業による貸借が、事業実施年度の4月1日から同年度の2月末日までに成立すること。
- 2 農地中間管理事業を通じて貸借される県内の農地であって、次号のいずれにも該当すること。
 - (1) 農地中間管理事業を通じて貸借される農地の面積が20a以上であること（複数の事業実施主体による農地面積の合算が20a以上である場合又は新たに貸付される農地が20a未満であっても、隣接する有機JAS認証ほ場と合わせて20a以上となる場合を含む。）。
 - (2) 事業実施前年度において有機JAS認証（転換期間中を含む。）を取得していないほ場であること。
- 3 2により貸し付けられた農地において、耕作者が事業実施の3年後までに有機JAS認証を取得すること。なお、貸し付けられた農地の面積と原則、同面積で有機JAS認証を取得することとする。

第7 採択基準等

採択に当たっては、農林事務所長（以下「交付決定者」という。）が令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項（以下「交付等要項」という。）及び本別記に照らして適正であること及び効果的・効率的な事業実施の確保について、申請面積の大きい者から順に審査を行い、採択するものとする。なお、予算の残額が要望額に満たない場合は、補助額を減じて採択することができるものとする。

第8 事業の実施手続き等

- 1 事業実施主体が交付決定者へ提出する文書の提出方法
事業実施主体が提出する文書等は、貸付予定又は貸し付けた農地が所在する市町村（以下「経由市町村」という。）の長が必要な指導及び調整を行うとともに、記載内容や必要書類等について本別記に定める要件に合致していることを確認の上、当該経由市町村長から交付決定者に提出するものとする。
- 2 要望調査
 - (1) 本事業を行おうとする事業実施主体は、経由市町村に対し事前相談を行うこと。当該経由市町村は、本別記に照らし、妥当と認める要望について、県が別に行う本事業の要望調査により、交付決定者に報告するものとする。
 - (2) 交付決定者は、管内市町村の要望をとりまとめ、知事に提出するものとする。また、要望調査に記載された事業実施主体に対し、経由市町村を通じて、交付申請書の作成及び提出期限を通知するものとする。

第9 補助金の交付申請

事業実施主体は、交付等要項第6条第1項に基づき交付申請書を提出する際には、別記4別紙様式第1号により事業実施計画を添付するものとする。なお、交付等要項第7条の規定による交付決定通知をもって、当該事業計画が承認されたものとする。

ただし、交付申請時において農地中間管理事業を通じて貸借の手続きが完了している場合には、交付等要項様式第1-2号による補助金交付申請書に代えて、別記4別紙様式第2号による補助金交付申請書兼実績報告書を、経由市町村の長を通じて交付決定者へ提出するものとする。なお、当該報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

第10 事業変更、中止又は廃止の承認

- 1 事業実施主体は、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、交付等要項第9条第1項の規定により、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。なお、提出の手続きは第9に準じるものとする。

重要な変更について承認をした交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 県補助金の増又は県補助金の30%を超える減

- 2 1により変更承認申請を提出しようとする際、当該補助事業が既に完了している場合には、変更承認申請書に代わり、変更承認申請書兼実績報告書(別記4別紙様式第3号)により経由市町村の長を通じて交付決定者へ提出するものとする。

第11 実績報告

実績の報告は、交付等要項第14条に定めるところによる。なお、実績報告書を提出する場合は、事業実施報告書(別記4別紙様式第1号)を添付するものとする。

第12 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度まで毎年度、当該年度における事業成果を実施状況報告書(別記4別紙様式第4号)により、当該年度の翌年度の5月末日までに経由市町村の長を通じて交付決定者に報告するものとする。

当該報告書を受理した交付決定者は、遅滞なく知事に報告するものとする。

- 2 事業成果の評価及び改善措置の指導等

交付決定者は、事業実施主体から、1の規定による実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、経由市町村を通じて、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

なお、改善措置の指導をした交付決定者は、その内容及び事業実施主体から報告された改善状況について、遅滞なく知事に報告するものとする。

第13 効果的な事業の実施及び適切な執行の確保

- 1 知事及び交付決定者は、事業の効果的かつ適切な実施のため必要があると認めるときは、交付等要項及び本別記の執行に必要な限度において、経由市町村を通じて、事業実施主体に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導及び助言を行うことができ

る。

- 2 知事及び交付決定者は、経由市町村を通じて、事業実施主体に対し、事業の効果等を検証することを目的として、必要な資料の提供、調査、報告その他協力を求めるとともに、必要な措置を講ずることができる。

第14 補則

本事業の実施につき必要な事項は、この別記に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。